様式第7号(第7条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

空き家等の適正管理に関する命令違反事実公表通知書

　　　　　　　　　様

酒田市長　　　　　　印

　あなた・御社の所有・管理する下記の管理不全状態にある空き家・空き地について、酒田市空き家等の適正管理に関する条例に基づき適正に管理するよう助言・指導・勧告・命令を行ってきたところだが、期限を過ぎても改善措置が取られないため、酒田市空き家等の適正管理に関する条例第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令違反の事実を公表する。

記

1 　所有者等

　　氏名(事業者名及び代表者氏名)

　　住所(事業者所在地)

2 　空き家等の所在地及び概要

　　所在地　酒田市

　　概要

3 　命令違反の事実

4 　公表期間

年　月　日(　)から当該空き家等の管理不全な状態が解決するまでの期間

5 　公表方法

市庁舎で閲覧に供するほか、酒田市ホームページに掲載する。

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、酒田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、酒田市を被告として(訴訟において酒田市を代表する者は酒田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。